

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の指導医に関する施行規定

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指導医の選定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 指導医の審査と選定

第3条 初回選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は認定登録医登録証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

第4条 初回選定申請者は、規則第23条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間の中、

少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。

第5条 初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会および次に掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。

- イ) 日本臨床外科学会
- ロ) 日本消化器外科学会
- ハ) 日本胸部外科学会
- ニ) 日本小児外科学会
- ホ) 日本心臓血管外科学会
- ヘ) 日本呼吸器外科学会
- ト) 日本血管外科学会
- チ) 日本内分泌外科学会
- リ) 日本乳癌学会
- ヌ) 日本甲状腺外科学会

- 2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

- 3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

- 2) 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒後教育セミナーを受講したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒後教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集会に出席することができなかった場合に限って、これを加算することができるものとする。

- 3) 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学会総会に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

4 前2項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。

5 本条第1項から前項までに規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

6 平成23年1月1日付の手術から、一般社団法人 National Clinical Database (以下、NCDと略記)のデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されている場合は、これを本条第1項第3号の診療経験を証明するために利用することができる。

第6条 初回選定申請者の指導責任者は、選定委員会から要請を受けたときは、初回選定申請者についての意見書を、選定委員会に提出しなければならない。

第3章 指導医の更新の審査と選定

第7条 更新選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、更新選定申請書類と略記)を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証(写)
- 4) 専門医認定証(写)又は認定登録医登録証(写)
- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 6) 本会の定期学術集會参加証(写)又は証明書
- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 8) 診療経験一覧表

第8条 特例更新選定申請者は、審査を受けようとする年の5月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、特例更新選定申請書類と略記)を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証(写)
- 4) 専門医認定証(写)又は認定登録医登録証(写)
- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 6) 本会の定期学術集會参加証(写)又は研修実績の証明書
- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 8) 診療経験一覧表

第9条 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、第5条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を發表している者であること。
- 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。
- 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。

2 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、前項第2号の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、次の各号の学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。

- 1) 本会卒後教育セミナー
- 2) 本会生涯教育セミナー
- 3) 日本臨床外科学会
- 4) 日本消化器外科学会
- 5) 日本胸部外科学会
- 6) 日本小児外科学会
- 7) 日本心臓血管外科学会
- 8) 日本呼吸器外科学会
- 9) 日本血管外科学会
- 10) 日本内分泌外科学会
- 11) 日本乳癌学会
- 12) 日本甲状腺外科学会
- 13) 日本医学会

- 14) 本項第3号から第13号までに掲げた学会の生涯研修等の教育行事
- 3 前2項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新選定申請者又は特例更新選定申請者が本条第1項第1号の業績又は同項第2号の研修実績若しくは同項第3号の診療経験あるいは前項の研修実績の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書（以下、証書と略記）、その他については証明できない理由の説明書（以下、説明書と略記）を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を提出することができる。
- 4 選定委員会は、証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めたとときに限って、指導医として選定することができる。
- 5 本条第1項及び第2項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、指導医の選定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集会並びに同日以降に行った診療経験から算出することができる。
- 6 平成23年1月1日付の手術から、NCDのデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されている場合は、これを本条第1項第3号の診療経験を証明するために利用することができる。

第4章 選定委員会

- 第10条** 理事長は、理事会の決議を経て、選定委員会を組織する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。
- 第11条** 選定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条** 選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 第13条** 選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、選定委員を補充することができる。
- 2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条** 選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の決議を経て、理事長が決定する。
- 第15条** 選定委員会は、毎年、合議によって、次の

年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

- 第16条** 選定委員会は、第3条及び第7条並びに第8条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、日本外科学会事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 第17条** 選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。
- 2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 第18条** 指導医の選定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。
- 第19条** 選定委員会は、公開しない。
- 第20条** 選定委員会は、選定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して選定委員会の開催を請求されたときは、選定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。
- 第21条** 選定委員会は、選定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 第22条** 選定委員会の議事は、出席した選定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、選定委員長の決するところによる。
- 第23条** やむを得ない理由のために選定委員会に出席できない選定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の選定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第5章 選定料等

- 第24条** 指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。
- 第25条** 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、指導医選定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその指導医選定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添

付して申請することができる。

- 2 理事長は、本条第1項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指導医選定証を再交付する。
- 3 前項の規定によって指導医選定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 4 指導医の選定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
- 5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 期日の特例

第26条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第7章 規定の変更と疑義の処理

第27条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会

の決議によって変更することができる。

第28条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第29条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。
- 3 この規則は、平成25年3月19日から変更する。
- 4 この規則は、平成27年4月15日から変更する。
- 5 この規則は、平成28年4月13日から変更する。
- 6 この規則は、平成29年4月26日から変更する。